

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。
※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車(1263から2503)

愛知県軽自動車協会小牧分室

※登録内容に変更があった場合は15日以内に手続きをしてください。

家屋調査にご協力を

平成30年1月2日以降に完成(新築・増築)した物件については、平成31年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただきます。図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-11113



平成30年分 所得税の青色申告決算等説明会・年末調整等説明会 消費税軽減税率制度等説明会開催

青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封されますので、事前送付されません。

また、平成29年分の確定申告についてe-Tax・国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーをご利用された方には、青色申告

決算書等用紙は送付されませんので、会場でお受け取りください。

※青色申告決算書関係書類は国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>)

種類	日時		場所	対象者
所得税の青色申告決算等説明会	11月20日(火)	午前10時から正午	小牧市市民会館	個人の方で青色申告をされている方
	11月22日(木)		春日井市東部市民センター	
年末調整等説明会	11月20日(火)	午後1時15分から3時15分	小牧市市民会館	個人の方および法人の源泉徴収義務者の方
	11月22日(木)		春日井市東部市民センター	
消費税軽減税率制度等説明会	11月20日(火)	午後3時30分から4時30分	小牧市市民会館	消費税納税義務者の方 ※1
	11月22日(木)		春日井市東部市民センター	

※1 消費税軽減税率制度等説明会の事前申し込みは不要ですが、会場の収容人員の都合によりご参加いただけない場合もあります。

問合せ先 小牧税務署 青色申告決算等説明会担当 ☎0568-72-2113 年末調整等説明会担当 ☎0568-72-2116
消費税軽減税率制度等説明会担当 ☎0568-72-2115 法人課税第一部門